

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

Heather A. Wilson, International Law and the Use of Force by National Liberation Movement

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1988-12-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 家, 正治, Ie, Masaji メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2156

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



ヒュー・A・ウィルソン『国際法と 民族解放運動の武力の行使』

家 正 治

国連総会が採択した決議の中で最も頻繁に引用されるのは、1948年12月10日の第3回総会が採択した「世界人権宣言」と1960年12月14日の第15回総会が採択した「植民地独立付与宣言」であると言われている。世界人権宣言は、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」（第1条）と宣言し、また「人民の意思は、統治の基礎とならなければならない」（第21条3項）と定め、人民主権主義の原則を明らかにしている。世界人権宣言は、国連憲章の強調する人権と基本的自由の尊重の内容を明らかにし、第2次世界大戦後の人権の国際的保障の出発点をなす国際文書であり、その意義を強調しても強調しすぎることはない。しかし、世界人権宣言を条約化したものとされる、1966年12月16日の第21回総会が採択した国際人権規約の社会権規約（A規約）と自由権規約（B規約）の共通の第1条が人民の自決権を規定しているのに対して、世界人権宣言には自決権の言及がない。かえって世界人権宣言は、「さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない」（第2条2項）と権利と自由の享有に関する無差別待遇について規定しているものの、従属地域の存在を前提にした規定となっている。

一方、植民地独立付与宣言は、「いかなる形式及び表現を問わず、植民地主義

を急速、かつ無条件に終結せしめる必要がある」(前文)と表明するとともに、外国による人民の征服、支配および搾取は基本的人権の否認であること(1項)、すべての人民は自決の権利をもつこと(2項)、政治的、経済的、社会的または教育的準備が不十分なことをもって、独立を遅滞する口実としてはならないこと(3項)、従属下の人民に向けられたすべての武力行動またはあらゆる種類の抑圧手段を停止しかつかれらの国土の保全を尊重しなければならないこと(4項)、信託統治地域や非自治地域またはまだ独立を達成していない他のすべての地域の住民が完全な独立と自由を享受しうるようにするための早急な措置が講ぜられなければならないこと(5項)、等を声明している。植民地独立付与宣言の採択後の国連の非植民地化問題に関する対応が同宣言の履行確保のために設置された植民地独立付与宣言履行特別委員会のその後の活発な活動・実践に見られるように大きく変化し、今日では少なくとも植民地問題に関して自決権が実定国際法上の法的権利として確立し承認されていることにはほとんど異論はない。

ところで、自決権が一般国際法上の権利と認められるにしても、植民地人民はこの権利からどのような具体的な内容の権利が認められるのであろうか。その一つとして、民族解放のための武力行使、すなわち民族解放戦争の合法性の問題がある。本稿でとり上げた書物は、まさにこの問題を扱った内容のものであり、Heather A. Wilson, *International Law and the Use of Force by National Liberation Movements*, Clarendon Press・Oxford, 1988, XI+209 pp. である。著者は、米国の北大西洋条約機構(NATO)派遣団の防衛立案者で、米国空軍の士官である。本書は著者が1985年にオックスフォード大学に学位(Doctor of Philosophy)取得のために提出した論文に手を加えたものである。なお、著者は、人道法分野での業績から国際赤十字委員会より1988年に Paul Reuter 賞を得ている。

本書の構成は以下のようになっている。

序論

第1部 法

第1章 法概念

第2章 国際法における武力行使の権限

第3章 国際法における人道上の保護

第2部 自決

第4章 国際法における自決

第3部 正当な権限

第5章 民族解放運動による武力行使の権限

第6章 代表当局としての民族解放運動

第4部 犠牲者の保護

第7章 民族解放戦争における武力紛争法

第8章 適用の展望

結論

なお、巻末に参考文献がつけられているが、広く渉猟されており貴重である。

序論では、植民地体制の崩壊と自決権の確立によって、過去40年間に戦争についての見方は大きく変化し、民族解放戦争は国際的戦争となっているという。本書の目的はこの展開を考察することであるが、以下の4つの問題に解答を得たいとしている。(1)伝統的国際法は武力行使と人道法に関してどのように対応していたか、(2)自決はどのように政治的原則から法的権利へと発展したか、(3)民族解放運動による武力の行使は合法(*legitimate*)であるか。これらの問題はそれぞれ4つの部(Part)で考察される。第1部は3章からなるが、これらは以下の分析のための予備的考察であり、教科書的でもあることからごく簡単に結論部分のみ紹介するに留めることにする。

第1章では、国際法の定義、国際法の主体および国際法の法源について触られている。ここでは、国際法は国家のみを拘束するものとすることはもはや有効ではないと強調する。また、国際法の法源との関連として、国連総

会決議の法的効果について以下のようにまとめている。(1)総会決議は、機構の内部事項に関する決議のような例外は別として、それ自体、法的拘束力がない。(2)総会決議は準立法的効力をもつ場合がある。(3)総会決議は慣習国際法の証拠となりうる。(4)総会決議はその後の条約への基礎となりうる。

第2章では、まず *legitimacy* の概念について言及されている。もっとも狭義では、それは「法との合致」(*in compliance with the law*)を意味するが、広義ではそれは法がとくに承認するものに限られないということである。また、武力行使の主体に関する伝統的国際法の原則を要約して、以下のように述べる。(1)自決権の確立以前においては、国際的武力紛争と非国際的武力紛争には国際法上明確な区別が存在した。(2)国際的武力紛争の場合、合法的に (*legitimately*) 武力を行使しうる主体 (*authority*) は国家だけであった。(3)伝統的国際法は政府に対する国内での武力の行使については関知するところではなかった。(4)反乱の場合、反徒は国内法に服し、国際法上の権利・義務をなら有しなかった。(5)反徒団体承認の場合、反徒は占領した領土で限られた権利・義務を享有した。(6)交戦団体承認の場合、交戦団体は自己の領土と第3国との関係で権利を享受した。(7)内戦に対する当事者の地位は、彼らの政治的・軍事的成功によって確立され、彼らの正統性 (*righteousness*) によるものではなかった。さらに、内戦に対する第3国の関係について以下のように要約する。(1)反乱の場合、第3国は政府に援助を与えることはできるが、反徒にはできない。それを行なうかどうかは、義務よりか政策の問題である。(2)反徒団体承認の場合、第3国の地位は以下について一致していない。即ち、(a)第3国は中立でなければならないのか、または(b)第3国は政府に援助しうるが、反徒にはできないのか。反徒が他国により援助を受けている場合は、政府に対する援助は受け入れられるのか。(3)交戦団体承認の場合、第3国は中立でなければならない。もっともこの承認はもはや一般的な慣行ではない。(4)内戦へのいずれか一方に対する干渉は一般的になっており、それは一般的規則に対する多くの例外—例外が規則になっているかに思われる—によって

正当化されている。

第3章では、武力紛争における人道的保護について触れているが、以下のような要約がなされている。(1)交戦団体承認の場合、人道法は全面的に適用される。(2)その承認がなされていない場合、国家の慣行は種々であり、国内法上抑圧の対象とされたり、時には国家の裁量により好意的取り扱いをされる場合もある。(3)ジュネーヴ諸条約共通第3条は、戦闘においていかなる行動も禁止していないし、当該国家の国内法での反徒の裁判を禁止していない。(4)慣行上、共通第3条を実施・適用することは困難であった。(5)解放運動の人道法を遵守すべき義務の法的基礎は学説上一致していないが、それは実践上よりか理論上の問題である。

第2部の第4章は、自決はどのようにして法的権利に発展したか、また自決を行使する‘self’とは何かを考察する。著者は、1960年の第15回総会が採択した植民地独立付与宣言の採択は自決権の発展における転機であるが、真の転換点は翌年のゴア問題であったとする。そこでは同宣言の抽象性に試練を与えたとする。また、1970年まで西欧諸国は自決権を承認する決議に一貫して棄権していたが、1970年のコンセンサスによる「友好関係宣言」の採択はこの点で画期的だとする。ところで、peopleの定義の曖昧性が自決権の法的権利性への批判の論拠ともなっているが、著者は国家の慣行や国連で表明された見解から‘self’は民族的(ethnic)または宗教的(religious)集団ではなく領土的(territorial)集団であるとする。そして、国際法における自決の地位を以下のように要約する。(1)自決は国家の国内管轄権内の事項ではない。(2)自決は今日では一般に国際法上の権利として受け入れられている。(3)この権利は独立を願望するどの集団によっても保有されるものではない。一般に個別の政治的単位に適用される。とくに、信託統治地域、非自治地域、加うるに本国に従属し非自治地域的である地理的に異なった地域は自決権を享有する。(4)自決の達成は、主権独立国、独立国との連合もしくは統合、または当該地域人民が自由に決定するその他の政治的地位である。(5)自決権を享有する人

民が居住する地域は本国とは別個の国際法上の地位を保有する。

第3部の第5章は、武力を行使する権限は、国家だけでなく人民を代表する民族解放運動に掛けられているかどうかの問題を扱っている。非植民地化以前においても(20世紀において)、国家でない実体あるいはもはや国家の特質を有しない実体による武力の行使を受け入れていた事例—この種の代表的な例として第2次大戦中の亡命政権や占領地における抵抗勢力を挙げている。ところで、植民地独立付与宣言は自決権のための武力行使を認めていないが、1964年にこの問題は第3世界から提起された。1970年には総会は「自己のとりうるあらゆる手段での植民地人民の闘争の正当性(legitimacy)」を認める決議を採択した。西側諸国は、自決権を認めるにしても、(i)自衛以外に武力の行使は禁止されている、(ii)自衛は国家のみに妥当するものである、として反対する。Eide と Abi-Saab は、1970年の「友好関係宣言」では、民族解放運動が武力を行使する権限を認めたと解釈するに対し、著者はこの解釈は疑問だとする。しかし、1973年に総会はその正当性(legitimacy)を再確認する中で、1973年までに多くの国家は武力解放戦争を認めているとする。しかし、これが自衛権に基づくものか、単に自決権に基づくものか、明らかでないが、しばしば双方の理由で正当化されたと述べている。さらに、著者は、第二次大戦後、民族解放運動の承認に関して2つの方向—解放運動が形成した政府を尚早的に承認する傾向と近年よく行なわれるものとしての解放運動そのものを承認する傾向—があり、しかし、この種の承認の法的効果は明らかでない」と記している。前者では領土を完全に支配する前に政府あるいは暫定政府として認めるものであるが、その例として、インドネシア、アルジェリア、ギニア・ビサウ、西サハラが挙げられている。後者は1969年以降この方式—その人民の正統な代表として承認したりまたオブザーバーとして国際組織のメンバーとして認める—の傾向が表われている。これは武力行使のできる当局であることを認めるものであり、解放戦争の国際化に大きな政治的意味をもたらすものであった。オブザーバー資格は国連だけでなくその専門機関、UNE-

SCO, ILO, ITU, FAO, IMCO も1973年までに解放運動に認めている。なお、著者は、この人民の代表性は同じ人民を代表する他の運動を排除するものではなく、またこれは地域の正式な(formal)代表性を意味するのではなく、正式な代表性は施政国にあるとする。したがって、承認された解放団体の責任はそれぞれの地域の人民の見解を表明することであると。国連ナミビア理事会について言えば、理事会は独立まで地域の施政上・統治上の権限(authority)をもち、一方南西アフリカ人民機構(SWAPO)は人民の見解を表明するが、ナミビアを代表しない。人民の見解を代表することと施政上・統治上の責任とを区別することから2つのことが引き出されるとする。(イ)解放運動は享有する国際人格に制限を受けること。人民の代表としての承認は、施政国が統治の権限および地域の国際関係を行使する権限を失ったことを意味しないこと。(ロ)アフリカ統一機構(OAU)あるいは国連による承認の効果は人民の見解を代表する権限に限られること。そして、本章の結論として以下の諸点を引き出している。(1)民族解放運動は他の非政府組織と異なって国際法人格を有する。この地位は自決権に基づく。(2)民族解放戦争は国内の武力紛争ではないということに一般的な合意がある。(3)自決権の行使を否定する武力の行使は国際法の原則に反している。(4)自決権はさもなければ尚早となるような政府の承認を合法化する。(5)解放運動の武力の行使は国際法上の問題として合意されていない。それは新興諸国と東側ブロックによって支持されているが、西側諸国によって受け入れられていない。しかし、過去40年とりわけ1960年以降の傾向は武力行使を認める方向にある。

第6章では、特定の解放運動はどのようにして人民の正統な代表となるのか、という問題を扱っている。すなわち、どのような基準で解放運動を選択したのか、ということである。国連のアフリカ経済委員会はこの問題に関してアフリカ諸国に見解を求めたのに対して、共通した回答はアフリカ統一機構(OAU)による承認の重要性であった。OAUに判断をゆだねようとする慣行は、1967年以降国連の標準的な慣行となっている。国連は繰り返し西

サハラ人民の自決権を認めているが、O A Uはポリサリオ(Polisario)を認めていないことから、ポリサリオはオブザーバー資格を保有していない。P L Oのアラブ連盟による承認を含め、この地域的機構に判断を求める傾向は国連に限られておらず、1974年にジュネーヴ追加議定書を審議した外交会議は地域的機構が認めた解放運動を招請することを決定している。なお、O A Uによる1970年のSWAPOの承認は3つの基準に基づいていると説明された。

(イ)運動は人民の代表でなければならない。(ロ)それは解放運動に携っていないなければならない。(ハ)それは実効的(effective)でなければならない。また、O A Uの解放委員会による認定の手続は、(イ)解放運動によるO A Uへの申し入れ、(2)情報収集のために解放委員会からの調査団の派遣、(ロ)同委員会から首脳会議への勧告、の順序となっている。なお、著者は、實際上実効性(effectiveness)の基準が存在するとは言い難いと述べている。最後に、国連およびO A Uの慣行から以下の結論を導き出している。(1)国連は一般にアラブ連盟やO A Uに解放運動の代表資格の判断を委ねている。(2)O A Uが用いる承認の基準は一定の法的定式(formalism)を有している。しかし、広い解釈が可能なものである。その2つの要件は、運動が地域の人民を代表していること、およびある特定の密度の武力闘争をなすにいたっていることであり、領土の支配は必要ではない。(3)承認されるためには、解放運動が人民全体を代表していると主張しなければならない。(4)O A Uはその加盟国の領土保全と衝突する主張を行った時にはその承認をこぼんだ。(5)複数の解放団体の承認を行うこともなされた。(6)實際上、特定の解放団体の承認は非常に主観的な手続でなされた。

第4部の第7章は、民族解放戦争における武力紛争法の適用、とりわけ1977年のジュネーヴ諸条約追加議定書に関して3つの問題—(イ)第1条4項の適用範囲、(ロ)第96条3項の適用のための条件、(ハ)第43条および第44条の戦闘員の資格—に触れている。(イ)では、「武力紛争」の定義に関して著者は双方による武力行使であって警察力以上のものを意味するとする。また、「人民」

が戦っている場合として、「友好関係宣言」が同条項の範囲を限界づけているとして、植民地や他の非自治地域を挙げ、主権独立国内に居住する個別の「人民」を同宣言は除外しているとする。なお、同条項の「植民地支配および外国による占領、ならびに人種差別体制」の文言は外交会議でその主観性と政治的性格の故に強く批判されたと指摘する。さらに、第1追加議定書およびジュネーブ諸条約は解放運動間には適用されないとする。以上のように、著者は第1条4項の範囲は非常に制限的であると結論する。(ロ)に関して、第96条は一方的宣言により諸条約および議定書を適用する意思を表明しなければならないが、かかる宣言を行なう以前またはそれが欠除している場合、いかなる規則が適用されるか問題になるとする。著者はそれが行なわれない場合および行なわれるまで締約国は遵守の義務はないとする。また、「人民」はそれを代表する「当局」(authority)をもたなければならないがまた戦争法規を遵守する能力を有するという2つの要件をもたなければならないが、このことは著者によれば領土の支配および交戦団体承認の要件から承認国の利益の点を排除することとなるとする。また、同条項では人民は「締約国に対して従事して」いなければならないが、南アやイスラエルは締約国になることは期待できない。また、ジンバブエではユニークな問題が生み出された。すなわち、スミス政権は違法であり締約国となる資格がなく、解放運動は宣言を行なうことができないこととなる。さらに、同条項に関して、解放運動は国連または地域的政府間機構により承認されていなければならないか問題となる。議定書はこの承認について言及していないが、外交会議では多くの諸国が第96条3項の解釈としてその必要性について発言した。地域的政府間機構が承認していない解放団体が同条項に従って宣言を行なった場合、その効果はまったく明確でないと述べている。最後に、第96条3項Cでは「すべての紛争当事者を等しく拘束する」とあるが、外交会議で正戦と不正戦との区別の導入を主張した国(北ベトナム、中国)もあったが、支持されなかったという問題点をとり上げている。(ハ)に関して、著者は、第43条は戦闘員の意味、その要件およびそ

の効果の明確化に大きな改善が行なわれたとする。解放戦争に参加する個人は責任を負う指揮の下にあり、かつ国際法の規則の遵守を強制する内部紀律制度に服する場合のみ戦闘に参加でき捕虜の資格を保有する。また、敵国によって承認されていない政府または当局によって代表されている場合でも、本条の要件を満たす個人は戦闘員であるとしていることにも改善が認められる。また、第44条に関して、捕虜の地位と捕虜の待遇との区別について指摘して、単なる形式以上の意味があるとする。また、同条では自己を区別することを義務づけている点に触れている。さらに、同条の解釈の相異―「攻撃に先立つ軍事行動」―について指摘する。必要な妥協の結果であったにしても、第44条は混乱をもちこんでいると述べている。

第8章では、武力紛争法を民族解放戦争に拡張させたのは自決権の思想だけではなく、国家に対する個人の人權に関する発展がつけ加えられねばならないことを強調し、また過去40年間の国際社会の構成と性質における大きな変化も無視できないとしている。1949年ジュネーヴ諸条約以前での2つの法的状況―国際的な戦争と国内法が適用される場合―の区別から、同諸条約採択により3つの状況―国際的武力紛争、最少限第3条が適用される国際的性質を有しない武力紛争および国内法上の非国際的武力紛争以下のもの―へ、さらに1977年の外交会議の結果5つの範ちゅう―伝統的な国際的武力紛争、第1追加議定書第1条4項に該当する紛争、第2追加議定書に該当する紛争、1949年条約の下での第3条紛争、および国内法が規律する国内の騒動―に分けられている。この多様化が法の性質を高めまたはその適用を容易にするものかどうか判断することは困難だとしているものの、それは複雑化をもたらす不利な形で働くかも知れないと指摘している。また、民族解放戦争における戦争法の遵守は不可能でないにしても、関連する困難性を無視してはならないと結んでいる。

最後の結論の箇所であるが、上記を繰り返し要約したものであるので省略する。

以上が本書の内容の大略である。本書を通じて感じられる点は、各部各章において民族解放戦争に関する問題点が、*jus ad bellum* および *jus in bello* ともに、もれなくと言ってもいい位に触れられており、民族解放戦争に関する包括的な国際法のテキストとしてまとまったものと言える。その意味で非常に手ぎわ良くまとめられ整理されているが、よりつつこんだ議論の展開が望まれるところである。例えば、著者は民族解放戦争の合法性を自衛権から導き出し得るのか、それとも自決権そのものから引き出し得るのかという問題点とともに過去の実践はその双方から主張されているとする以上に展開していない。筆者はこの点、現代国際法とりわけ国連憲章の枠組の中で考えらるべき論理的問題と考えている。自決権の実現は武力解放闘争の形態にのみ集約されるものではなく、平和的手段によっても実現しうる場合もある。現代国際法の最も重要な原則の一つは武力行使の違法化であり、現代国際法の大きな特徴をなしている。今日では、国家に認められる唯一の合法的な武力の行使は自衛権のみであり、そのような枠組の中で考えられなければならないと思っている。自衛権以外にも合法的(*legal*)または違法でない(*non-illegal*)武力行使というような例外を生み出して行くよりも、武力行使の禁止の大原則を維持する中で論理構成がなされるべきであるとする。本書の中で紹介されているように、民族解放運動は国家ではないことから国家に認められる自衛権を享有できないとする見解も存在する。しかし、自決権の承認によって従属地域の人民は植民国家とは別個の国際法の人格が認められるのであり、植民国家の強制的な抑圧行動に対して対抗上自衛権を行使する形態として民族解放戦争をとらえるべきではないかと考える。また、自衛権はカロライン号事件で示されたその発動の要件に見られるように、その発動の要件や規制についてすでに一定の枠組が構築されており、これらに依拠するように論理構成した方が自決権から引き出してその発動の条件を一から規定していくよりか今日の武力行使の禁止という大原則の下ではより妥当であると筆者は考えている。

また、著者の各論点における見解は、最近の変容過程を踏まえた穏当なものである。例えば、最近では主権独立国内の個別の人民が分離独立を主張する場合に分離権は認められるか大きな問題になっている。著者は、分離独立は信託統治地域や非自治地域の植民地にのみ妥当し、主権独立国内のそれは非自治地域的情況の場合に限定してその分離独立を認めているのは実定国際法上妥当なものと考えられる。しかし、著者がO A Uや国連による民族解放運動の承認の効果は人民の意見を代表する権限（authority）に限られ、統治や国際関係を処理する権限を有することを意味しないと述べているが、一般論としてではなくて個々の具体的事例の中で個別的に検討されなければならない問題であろう。これらの問題などを残しながらも、本書は民族解放戦争の国際法上の諸問題を系統的に整理している注目に価する書物である。